平成２４年（フ）第５４号
宮崎県児湯郡新富町大字日置4118番地１
債務者　有限会社長友基礎工業
代表者代表取締役　長友　富一
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
４　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月12日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1114―402
債務者　有限会社ショウエイ
代表者取締役　堀井昭二郎
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本多　裕子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後３時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
和歌山市鳴神512番地の37
債務者　有限会社酒井鉄筋
代表者代表取締役　酒井　末男
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南方　健幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後１時45分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８６６号
大阪市旭区千林２丁目15番16号
債務者　ヒサノ技建工業株式会社
代表者代表取締役　久野　広一
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宝本　美穂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１３号
札幌市白石区菊水元町１条４丁目１番地
債務者　有限会社シンワ
代表者代表取締役　島　　博雅
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡崎　拓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１６号
大阪市生野区巽南３丁目９番５号
債務者　株式会社大橋レンズ製作所
代表者代表取締役　大橋　洋子
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝内伸治郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９９４号
大阪府大東市中垣内４丁目５番10号
債務者　サンキンプラスチック工業株式会社
特別代理人　弁護士　田中　壽秋
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前川　拓郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４６号
熊本市大窪４丁目１番23号
債務者　有限会社ヒューマンテック
代表者取締役　江藤　文敏
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前11時
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７８４号
堺市美原区多治井769
債務者　株式会社もず金属
代表者代表取締役　鈴木　常夫
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大江　千佳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
名古屋市北区辻町１丁目32番地の１
債務者　株式会社アーバンアート
代表者代表取締役　中村　千冬
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林川　政雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８１号
福岡県古賀市天神５丁目１番１号フィアト202号室
債務者　株式会社チトセ
代表者代表取締役　千歳三千年
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　英友
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４６号
岐阜県各務原市新鵜沼台１丁目142番地
債務者　有限会社樋口
代表者代表取締役　樋口　健司
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩田　尚之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月８日午前10時15分
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５号
京都府舞鶴市字大波下小字島田1006番地の３
債務者　有限会社ジェイ・ウエスト
代表者代表取締役　森　　勝宏
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午後２時30分
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第７号
岐阜市東鶉５丁目175―１
債務者　有限会社インフォーマル
代表者代表取締役　渡邉　　寛
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鬼頭　容子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午前10時
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１９号
鹿児島県出水市緑町35番18号
債務者　共栄塗料こと　圖師　丈子
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永嶋　真倫
４　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年５月15日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
千葉県長生郡長生村本郷5380番地32
債務者　磯野　廣美
１　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　広山　相徳
４　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第２８９号
福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目21番１号
債務者　清水　安雄
１　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植田　正男
４　破産債権の届出期間　平成24年４月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部